



平成19年3月14日

各 位

会 社 名 株式会社東京楽天地  
代表者名 取締役社長 竹下 直志  
(コード番号 8842 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 小畑 一男  
(TEL 03 - 3631 - 3122)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月14日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成19年4月26日開催予定の第108回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされる事項につき、その内容を反映させるため、第4条(機関) 第7条(株券の発行)を新設し、現行定款第10条(名義書換代理人)を第11条(株主名簿管理人)に変更するものであります。

単元未満株式について、行使することができる権利を規定するため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことが可能となったことから、株主への情報提供方法の多様化をはかるため、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるため、現行定款第16条(議決権の代理行使)を第18条(議決権の代理行使)に変更するものであります。

取締役会の決議方法に書面または電磁的方法による決議を加えるため、第26条(取締役会の決議の方法)第2項を新設するものであります。

その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正、会社法に対応した用語および引用条文の変更等、所用の変更を行うものであります。

- (2) 公告閲覧の利便性向上および公告掲載費用節減のため、現行定款第4条(公告の方法)を第5条(公告方法)に変更するものであります。
- (3) 迅速な意思決定をはかるべく、取締役の員数を17名以内から13名以内とするため、現行定款第18条(定員)を第20条(取締役の定員)に変更するものであります。
- (4) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役、社外監査役にふさわしい人材を容易に招聘できるよう、責任一部免除の規定を設けるため、第30条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)を新設するも

のであります。なお、第30条（取締役の責任免除）につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (5) 第6章に「会計監査人」の章を新設し、第41条（会計監査人の選任）、第42条（会計監査人の任期）、第43条（会計監査人の報酬等）を新設するものであります。
- (6) 上記のほか、条文の新設および削除に伴う条数の変更、条文の整備、表現の修正等、全般にわたって所用の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙「定款変更議案新旧対照表」のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成19年4月26日（木曜日）

定款変更効力発生予定日 平成19年4月26日（木曜日）

以 上

## 「定款変更議案新旧対照表」

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、株式会社東京楽 天地と称する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の<u>業務</u>を営む ことをもって、その目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 映画、演劇その他各種興行及 び<u>娯楽機関、陸上交通運輸事 業並びに駐車場の経営</u></li> <li>2. 煙草その他物品の陳列販売並 びに<u>飲食営業</u></li> <li>3. <u>運動競技及び各種教習施設</u>の 経営</li> <li>4. 天然ガスの採掘並びに温泉、 浴場、理容、美容、ホテル、 旅館事業の経営</li> <li>5. 興行場の賃貸借</li> <li>6. 土地家屋の売買、賃貸借、仲 介及び管理</li> <li>7. 映画、演劇、音楽、スポーツ 等各種催物の入場券の委託販 売</li> <li>8. 損害保険代理店業及び生命保 険の募集業</li> <li>9. 広告代理業</li> <li>10. 催事、展示場等の企画、製作 実施及びその請負</li> <li>11. 出版、ビデオソフト及びコン ピューターソフトプログラム 等の製作並びに販売</li> <li>12. その他前各号に関連する事業</li> </ol> <p>第 3 条 (本店) 当社は、本店を東京都墨 田区に置く。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、株式会社東京楽 天地と称し、英文では<u>TOKYO RAKU TENCHI CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の<u>事業</u>を営む ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 映画、演劇その他各種興行お よび<u>娯楽機関、陸上交通運輸 事業ならびに駐車場の経営</u></li> <li>2. 煙草その他物品の陳列販売な らびに<u>飲食営業</u></li> <li>3. <u>運動競技および各種教習施設</u> の経営</li> <li>4. 天然ガスの採掘ならびに温 泉、浴場、理容、美容、ホテ ル、旅館事業の経営</li> <li>5. 興行場の賃貸借</li> <li>6. 土地家屋の売買、賃貸借、仲 介および管理</li> <li>7. 映画、演劇、音楽、スポーツ 等各種催物の入場券の委託販 売</li> <li>8. 損害保険代理店業および生命 保険の募集業</li> <li>9. 広告代理業</li> <li>10. 催事、展示場等の企画、製作 実施およびその請負</li> <li>11. 出版、ビデオソフトおよびコ ンピューターソフトプログラ ム等の製作ならびに販売</li> <li>12. その他前各号に関連する事業</li> </ol> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主總會および 取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取締役会</u></li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 条（公告の方法）当社の公告は、東京都にて発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p>第 5 条（公告方法）当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条（発行する株式総数）当社の発行する株式の総数は、2億1,922万3,000株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第 6 条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、2億1,922万3,000株とする。</p>
<p>第 6 条（自己株式の取得）当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第 7 条（株券の発行）当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第 7 条（1単元の株式数）当社の1単元の株式の数は、<u>1,000株とする。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第 8 条（自己の株式の取得）当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>第 8 条（単元未満株券の不発行）当社は1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行）当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u>  <u>(2) 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>第 9 条 (株券の種類) 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第 10 条 (名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>  (2) <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u>  (3) <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ) 並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p><u>第 11 条 (株式取扱規程) 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか取締役会に定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><u>第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>第 11 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</u>  (2) <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</u>  (3) <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p> <p><u>第 12 条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条（基準日）当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項の他必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第13条（招集）当社の定時株主総会は、毎年2月1日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>第14条（議長）株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役これに当たる。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第13条（基準日）当社は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第14条（招集）当社の定時株主総会は、毎年2月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p>第15条（招集権者および議長）株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 5 条 (決議方法) 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>(2) 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決する。</u></p> <p>第 1 6 条 (議決権の代理行使) 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その有する議決権を行使することができる。<u>この場合には、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 1 7 条 (議事録) 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役は、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>第 1 7 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) <u>会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 1 8 条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(2) <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 1 9 条 (議事録) 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、議長および出席した取締役が、記名押印または電子署名を行う。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第 1 8 条 (定員) 当会社に、<u>取締役17名以内を置く。</u></p> <p>第 1 9 条 (選任決議) 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。</u></p> <p>(3) 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p>	<p>第 2 0 条 (取締役の定員) 当会社の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p>第 2 1 条 (取締役の選任の方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（任期）取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  (2) 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>第21条（補欠の選任）<u>取締役に欠員が生じたときは、補欠の選任を行う。但し、法定員数を欠かないときは、取締役会の決議により、その選任をしないことができる。</u></p> <p>第22条（代表取締役）<u>取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役を定める。</u></p> <p>第23条（役付取締役及び相談役、顧問）<u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u>  (2) <u>取締役会の決議をもって、相談役及び顧問を置くことができる。</u></p> <p>第24条（招集及び決議）<u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役これに当たる。</u></p>	<p>第22条（<u>取締役の任期</u>）<u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  (2) 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>（削 除）</p> <p>第23条（<u>代表取締役、役付取締役および相談役、顧問</u>）<u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  (2) <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>  (3) <u>取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>（削 除）</p> <p>第24条（<u>取締役会の招集権者および議長</u>）<u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u>  (2) <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(3) <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、その取締役の過半数によってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>第25条(取締役会の招集通知)</u>  <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p><u>第25条(取締役会議事録) 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が、これに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第26条(取締役会の決議の方法)</u>  <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  <u>(2) 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p><u>第26条(取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会の定める取締役会規則による。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第27条(取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p><u>第28条(取締役会議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が、記名押印または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 27 条 (報酬) 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第 28 条 (定員) 当会社に、監査役 5 名以内を置く。</p> <p>第 29 条 (選任決議) 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役の選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。</p> <p>第 30 条 (任期) 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 補欠のため選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第 29 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 当会社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>第 31 条 (監査役の定員) 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>第 32 条 (監査役の選任の方法) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 33 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条（補欠の選任）<u>監査役に欠員が生じたときは、補欠の選任を行う。但し、法定員数を欠かないときは、その選任をしないことができる。</u></p> <p>第32条（常勤監査役）<u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第33条（招集及び決議）<u>監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u>  <u>(2) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数によってこれを決する。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第34条（監査役会議事録）<u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第35条（監査役会規則）<u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第36条（報酬）<u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>（削 除）</p> <p>第34条（常勤の監査役）<u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第35条（監査役会の招集通知）<u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第36条（監査役会の決議の方法）<u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>（削 除）</p> <p>第37条（監査役会規則）<u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第38条（監査役会議事録）<u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が、記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第39条（監査役の報酬等）<u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 3 7 条 ( 営 業 年 度 及 び 決 算 期 ) 当 会 社 の 営 業 年 度 は 、 毎 年 2 月 1 日 から 翌 年 1 月 31 日 まで と し 、 其 の 末 日 を も っ て 決 算 期 と す る 。</p>	<p>第 4 0 条 ( 監 査 役 の 責 任 免 除 ) 当 会 社 は 、 会 社 法 第 426 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 、 同 法 第 423 条 第 1 項 の 監 査 役 ( 監 査 役 で あ っ た 者 を 含 む 。 ) の 責 任 を 、 法 令 の 限 度 に お い て 免 除 す る こ と が で き る 。</p> <p>(2) 当 会 社 は 、 社 外 監 査 役 と の 間 に 、 会 社 法 第 423 条 第 1 項 の 責 任 に つ い て 、 当 該 社 外 監 査 役 が 職 務 を 行 う に つ き 善 意 で か つ 重 大 な 過 失 が な い と き は 、 法 令 の 定 め る 最 低 責 任 限 度 額 を 限 度 と す る 旨 の 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る 。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 4 1 条 ( 会 計 監 査 人 の 選 任 ) 会 計 監 査 人 は 、 株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て 選 任 す る 。</p> <p>第 4 2 条 ( 会 計 監 査 人 の 任 期 ) 会 計 監 査 人 の 任 期 は 、 選 任 後 1 年 以 内 に 終 了 す る 事 業 年 度 の うち 最 終 の も の に 関 す る 定 時 株 主 総 会 の 終 結 の 時 まで と す る 。</p> <p>(2) 会 計 監 査 人 は 、 前 項 の 定 時 株 主 総 会 に お い て 別 段 の 決 議 が な さ れ な か っ た と き は 、 当 該 定 時 株 主 総 会 に お い て 再 任 さ れ た も の と み な す 。</p> <p>第 4 3 条 ( 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 ) 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 は 、 代 表 取 締 役 が 監 査 役 会 の 同 意 を 得 て 定 め る 。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 4 4 条 ( 事 業 年 度 ) 当 会 社 の 事 業 年 度 は 、 毎 年 2 月 1 日 から 翌 年 1 月 31 日 まで の 1 年 と す る 。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条（利益配当金）利益配当金は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p>第39条（中間配当金）中間配当金（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。）は、取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払うことができる。</p> <p>第40条（除斥期間）利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満5カ年を経てなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>第45条（剰余金の配当の基準日）当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>第46条（中間配当）当会社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第47条（配当金の除斥期間）配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p>

以 上